

「一戸町若者地域活性化アクション支援業務」

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

一戸町政策企画部政策企画課

1. 業務の目的

本業務は、地元の高校生を中心とした若者が外部の大学生等と一緒に地域のこれからと自分の将来を考え自ら計画し、町のため、地域のためになるアクションを起こす場を設け、地域との交流・連携を促進し地域が活性化することを目的とする。

2. 委託業務概要

(1) 業務名

一戸町若者地域活性化アクション支援業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日（金）までの期間

(4) 提案上限額

3,790,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3. 委託者選定方法

企画提案書による書類審査

4. 応募資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (2) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結までの期間に、一戸町から委託業務等の指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去5年間に、企画提案者（配置予定者（本業務に従事させる予定の従業者をいう。以下同じ。）を含む。）が、国・地方公共団体等が発注したキャリア教育プログラムに関する業務を受注した実績のある者であること。
- (7) 岩手県内に本店または主たる営業所を有していること。

5. 企画提案書の作成要領

企画提案書の内容は、「一戸町若者地域活性化アクション支援業務」に関する提案を求めるものである。

- (1) 提案書の規格はA4判片とじ・横書きとする。なお、文字サイズは12ポイントとする。（表、グラフ等は12ポイント以下でも可能とするが見やすい表示とする。）

- (2) 企画提案書は、1社1案とし、特にPRしたいポイントや記載内容の理解・背景など、提案趣旨を明確に示すこと。
- (3) 「仕様書」の業務内容を踏まえること。提出書類は以下のとおり。
- ① 企画提案書提出届(様式1)
 - ② 企画提案書(A4判様式任意)
 - ・業務を遂行するための考え方
 - ・体制、スケジュール
 - ・業務内容等
 - ③ 同種業務受注実績報告書(様式2)
 - ④ 実施スケジュール・体制表(様式3)
 - ⑤ 見積書(A4判様式任意)
 - ・内訳書を添付すること。
 - ⑥ 会社概要(A4判様式任意。ただし以下の項目は必ず記載すること。)
 - ・会社名
 - ・本社所在地
 - ・業務内容
 - ・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス)
 - ⑦ 地方税及び国税の滞納がないことがわかる直近の公的証明類(納税証明書等)

6. 企画提案書の取り扱い

- (1) 企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理の範囲内において、企画提案書の複製、記録等を行う。
- (3) 本業務の受託者が提出した企画提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての説明責任を果たす趣旨から、一戸町情報公開条例(平成14年条例第18号)その他関係法令の規定により開示請求があった場合、企画提案者の同意を得て開示するものとする。

7. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限
令和7年5月23日(金)正午まで
郵送の場合は必着、電子メールの場合は受信日時とする。
期限内に企画提案書が到達しない場合は受理しない。
- (2) 提出物
- ① 見積書1部
 - ② 5.(3)に定める提出書類(見積書を除く。)：データー式(PDF形式)
- (3) 提出方法((2)①及び②それぞれの方法)
- ① 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るもの)
 - ② 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るもの)の場合：CD-R媒体での提出

電子メール（電話等で受信確認）の場合：ファイル総量は6メガバイト以内となるよう設定すること。

※ 土日祝日及び平日の午後5時15分から翌午前8時30分までの間は受け付けない。

(4) 提出先

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町政策企画部政策企画課

電話：(0195) 33-4851 内線1211

E-mail：machi@town.ichinohe.iwate.jp

8. 質問受付方法

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問書を一戸町政策企画部政策企画課あてに郵送又は電子メールにて提出すること。

郵送の場合は必着、電子メールの場合は受信日時とする。

E-mail：machi@town.ichinohe.iwate.jp

(3) 回答方法

ホームページに掲載する。

9. 審査の実施

選定委員会において、書面審査を実施する。

10. 審査項目及び審査基準

選定委員会では、以下の審査項目及び審査基準に基づき審査を行う。

審査項目	審査基準
事業者評価	● 事業の実施にあたり、目的、条件、内容の理解度、実効性の高い企画力を有する体制を構築しているか。 ● 過去に類似業務実績があるか。
企画提案評価	● 事業の目的を理解した企画提案になっているか。 ● 事業の目的を達成するために効果的な手法を用いているか。
業務遂行評価	● 迅速に対応できるなどフォロー体制は充実しているか。 ● 管理体制は適切で事業の遂行に支障がないか。
その他の事項	● 上記の他、選定及び契約に必要な審査基準を設ける場合がある。

11. 審査方法

- (1) 町職員で構成する選定委員会を設置し、各選定委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

12. 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した企画提案者を契約予定者として選定する。ただし、最高得点企画提案者が複数ある場合は、価格の低い企画提案者とする。さらに同じ場合は、選定委員会の議決により選定する。

また、町長は選定委員会の報告を受け、最終的に契約予定者を決定し通知する。

13. 審査結果

審査終了後速やかに文書にて通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

14. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出等に関する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がないとき、又は辞退の申し出があったときは、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は著しく信義に反する行為があった場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載を行なった企画提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 提出期限以降、原則として企画提案書の記載内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務の実施体制は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の能力を有する者であること。
- (5) 見積もり金額が提案上限額を超えている場合の企画提案は、無効とする。

15. 問い合わせ先

〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9

一戸町政策企画部政策企画課 東澤 信幸

電話：(0195) 33-4851 内線1211

E-mail：machi@town.ichinohe.iwate.jp